

松江シティFC公式ファンクラブ会員規約

2020年12月20日制定

第1条 総則

1、本規約は松江シティFC株式会社（以下『当社』という）が、管理・運営する松江シティFC公式ファンクラブ（以下『当組織』という）に入会した会員（以下『会員』という）に適用されるものとします。

当組織は、松江シティFC、および松江シティFCの活動地域の活性化を応援する会員によって構成され、松江シティFC、および松江シティFCの活動地域の活性化を応援する事を目的としています。この趣旨に賛同された方々が、本規約で定める会員が遵守すべき事項および会員と当社との契約関係を定めるものです。

2、本規約は入会手続きが完了し、当組織の会員になった時点から守らなければなりません。

第2条 本規約の範囲

1、当社は、本サービスに関し、別途利用規約等を定める場合があり、この場合、当該利用規約等は本規約の一部を構成するものとします。

2、本規約本文の定めと、当該利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 会員規約の変更

1、当社は会員の了承を得ることなく本規約を随時変更・追加・削除することができ、会員は予めこれに承諾するものとします。この場合、利用条件は変更後の会員規約によるものとします。変更後の会員規約は、当社が管理・運営する公式HP (<https://football.matsue-city.com/>) の掲載などその他、当社が適当と認める方法により通知します。本規約の変更は上記通知をもって有効とするため、定期的に情報を確認してください。

第4条 会員

1、本規約における会員とは、当社所定の手続きで当組織への入会申込を行い、当社が入会を承認した個人をいいます。

2、会員への申し込みは、同一名義で1回に限ります。

3、会員種別は以下の通りとします。

- ・プレミアム会員
- ・ロイヤル会員
- ・レギュラー会員
- ・ライト会員

4、入会申込者は、入会申込時点で高校生以下である場合において、その保護者の同意が必要です。

5、会員は、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地が原則日本国内にある方に限定するものとします。

6、会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。

第5条 入会の承認および取消

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、その申込を承認しないこ

とがあり、承認後であったとしても、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、この場合は年会費を返却しません。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者が法人、団体等である場合
- (4) 入会申込者の承諾なくして他人が申し込んだ場合
- (5) 本規約に違反した場合
- (6) その他、会員として不相当であると当社が認める場合

第 6 条 有効期間

本規約に基づく会員資格の有効期間は、入会日から2022年1月31日までとします。

第 7 条 ファンクラブ会員証

- 1、当社が入会を承認した場合、当社はファンクラブ会員証又は、ホームゲーム入場パス兼会員証を発行します。
- 2、ファンクラブ会員証又は、ホームゲーム入場パス兼会員証は、記載された会員番号に該当するご本人に限り利用可能とし、会員による本サービスの利用に際してファンクラブ会員証又は、ホームゲーム入場パス兼会員証をご提示いただく場合があります、当該ご提示がない限り、本サービスを受けることができないものとします。
- 3、会員は、ファンクラブ会員証又は、ホームゲーム入場パス兼会員証の紛失、盗難、破損等の場合、直ちに当社に連絡するものとします。

第 8 条 退会

- 1、会員は会員資格が2022年1月31日をもって失効し、自動的に退会となります。
- 2、会員資格は、一身専属のものとし、当社は会員の死亡を知りえた時点をもって、当該会員が退会したものとして取り扱います。
- 3、会員は、会員資格の有効期間中であっても、会員の申し出により、会期中で当組織を退会することができます。
- 4、会員は、退会と同時に会員としての諸権利を失うものとします。

第 9 条 自己責任の原則

- 1、会員は、善良なる管理者の注意をもってファンクラブ会員証又は、ホームゲーム入場パス兼会員証を使用、管理しなければならないものとします。また会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社、およびその他第三者に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。
- 2、本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3、会員は、当組織および本サービスに関して、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については自己の責任と費用を持って処理解決するものとします。

4、当社は、当組織および本サービスの利用により発生した会員の損害に対し、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

5、当社以外の第三者が、当組織および本サービスの利用と関係なく会員に対して提供するサービス等の利用に関して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 10 条 禁止事項

会員は次の行為を行わないものとします。

- (1) 当組織および本サービスを利用して、営利を目的とした行為や、その準備を目的とした行為
- (2) ファンクラブ会員証又は、ホームゲーム入場パス兼会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為
- (3) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、またはその恐れがある行為
- (4) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはその恐れがある行為
- (5) 第三者になりすまして当組織に入会する行為
- (6) 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) 当社または第三者を誹謗中傷する行為
- (8) 当社または第三者に不利益を与える行為またはその恐れがある行為
- (9) 当組織の運営を妨げるような行為
- (10) 前各号の他に本規約、法令または公序良俗に違反する行為やそれらの恐れがある行為
- (11) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第 11 条 反社会的勢力の排除

- 1、甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自ら及びその役員・社員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手側に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手側の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2、甲及び乙は、相手方が前項の確約に反する行為をした場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- 3、前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された方は、相手側に対し、相手側が被った損害を賠償する。その場合には、解除された方は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行わない。

第 12 条 年会費

- 1、当組織の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。ただし入会后、第 6 条に定める有効期間中に年会費が増額または減額された場合でも差額の追加徴収または返還はいたしません。

また、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。会員は、これらを当社の定める方法により支払うものとします。

2、当社は、当社が別途定める場合を除き、年会費を会員に対して返却いたしません。

3、第 1 項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。

第 13 条 免責

送付物等が会員の事情または会員が契約する通信会社の事情、その他当社の責に帰すべき事由によらず会員に到達しない場合、当社は、入会申込受付時期の遡及、入会申込受付期間の延長、特典に関する受付期間延長、送付物の再送等の対応をいたしません。

第 14 条 会員番号使用および会員資格の停止等

1、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員の下承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号使用及び会員資格を停止する場合があります。

(1) 電話、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合

(2) 第三者により会員番号が不正に使用されている場合、またはその恐れがあると当社が認める場合

(3) 本規約に定める会員資格の取消事由に該当する恐れがあると当社が認める場合

(4) その他当社が緊急性が高いと認める場合

2、当社が前項の措置を取ることにより当該会員が本サービスおよび付帯サービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 15 条 当組織の終了

1、当社は、3 カ月前までに会員に対して告知することにより、本規約に基づく会員資格の有効期間の途中であっても当社の裁量で当組織を解散し、会員に対する本サービスおよび付帯サービスの提供を中止することができます。

2、前項の場合、当社は、当組織、本サービスおよび付帯サービスの利用により会員または第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第 16 条 会員に関する情報の取り扱い

当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、当社関連商品およびサービスの利用履歴等会員に関する情報（以下、これらを総称して『会員情報』）という。）を取得するものとし、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、会員情報を適切に取り扱うこととします。

第 17 条 会員情報の利用目的

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。なお、会員資格有効期間後も当社は会員情報を次の各号の目的で利用いたします。

(1) 当組織における記念品等商品を発送すること

(2) 当社が商品、サービス等当社に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること

(3) 当社、当社の業務委託先および取引先から、会員にとって有益であると当社が判断する情報を会員宛に電子メール、郵便等により送付すること

- (4) 当社が、会員を特定することができない形式により対外統計資料として提供すること
- (5) 当組織に関する問い合わせ、苦情に対応すること
- (6) アンケートを実施すること

第 18 条 個人情報の第三者提供

当社は、法令に基づく場合、その他の「個人情報の保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が当組織に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。

第 19 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 20 条 専属的合意管轄裁判所

当社および会員は、当社と会員との間で本規約、および本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、松江地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 21 条 会員情報の変更

- 1、会員は、当社に届け出た会員情報の内容に変更があった場合、速やかにその内容を当社所定の方法により届け出ることとします。
- 2、会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届けを提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再送送料金等をすべて負担するものとします。
- 3、婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は入会申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとします。
- 4、入会申込時の届出内容及び第 1 項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 5、送付物が会員に届かない場合に当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止する場合があります。またその場合、当社から会員へ発送停止の連絡等はいたしません。また、送付物郵送の2回目以降の送料等は全て会員の負担とします。

第 22 条 当社からの通知

- 1、当社は、公式サイトにおける表示により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
- 2、前項の通知は、当社が当該通知の内容を公式サイトに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第 23 条 問い合わせ先

本規約についてのお問い合わせ、また本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒 690-0065
島根県松江市灘町1-43 松江シティFC株式会社
TEL : 0852-67-2712 (10:00~17:00) ※土日祝を除く
FAX : 0852-67-2713
メール: funclub@matsue-city.com